

MHM Asian Legal Insights

第 165 号 (2024 年 7 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- マレーシア : [個人情報保護法改正案の下院通知](#)
- インド : [インド総選挙の結果と労働法改正の趨勢](#)
- ベトナム : [直接電力購入契約 \(DPPA\) に関する政令の施行](#)
- シンガポール : [環境配慮型データセンターに関するロードマップの発表](#)
- タイ : [音楽・スポーツ・国際的なフェスティバル開催事業を投資奨励の対象に追加](#)

今月のコラム [ー 潜入・インドの結婚式 ー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 165 号 (2024 年 7 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. マレーシア : 個人情報保護法改正案の下院通過

2024 年 7 月 16 日、マレーシアの個人情報保護法 (Personal Data Protection Act : 「PDPA」) の改正法案 (「改正法案」) がマレーシア代議院 (下院) を通過しました。

改正法案において予定されている改正は多岐にわたりますが、本レターでは、その中でも主要な点について、ご紹介します。

(1) Data Processor の義務の拡張

PDPA においては、データ管理者 (個別に若しくは共同して又は他者とともに、個人情報を処理する者又は個人情報の処理を支配若しくは授権する者であり、データ処理者以外の者。現行法では「データ利用者」と定義されているが改正法案のもとでは定義が改められた。) とデータ処理者 (データ管理者の従業員を除き、データ管理者のためにのみ個人情報を処理する者で、自らのために個人情報を処理しない者。) が

MHM Asian Legal Insights

別に定義されており、データ管理者は個人情報を取り扱うに際し PDPA に定める 7 つの原則（一般原則、通知及び選択の原則、開示に関する原則、安全の原則、保管の原則、データインテグリティの原則並びにアクセスの原則。）を守らなければならないとされています。他方で、データ処理者についてはこうした義務は定められていませんでした。

改正法案のもとでは、データ処理者の遵守すべき直接の義務として、7 つの原則の一つである安全の原則を遵守する義務があるということが規定されています。したがって、データ処理者も、滅失、濫用、不正アクセス等から個人情報を保護するために実務的な方法を取らなければならないという義務を負うこととなりました。

(2) 罰則の強化

上記(1)のとおりデータ管理者は 7 つの原則を遵守する義務を負い、これに違反した場合には 30 万リングット（約 1,010 万円）以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はこれらが併科され得ることとされています。改正法案のもとでは、この罰則が強化され、100 万リングット（約 3,400 万円）以下の罰金若しくは 3 年以下の懲役又はこれらが併科され得ると定められています。

なお、現行法のもとでは、データ管理者の取締役等については、違反を認識しておらず、また違反を防ぐための合理的な注意を全て尽くしたと証明できない場合には、データ管理者とともに処罰されることとされており、これは改正法案でも特に変わりません。そのため、これら取締役等が上記の処罰の対象となり得る点にご留意ください。

(3) Data Protection Officer の選任義務

改正法案のもとでは、あらたに、データ管理者及びデータ処理者は、最低 1 名、PDPA の遵守に関する責任者として Data Protection Officer（データ保護責任者）を選任しなければならないと定められています。

(4) 個人情報の国際的な移転枠組みの変更

現行の PDPA では、大臣がホワイトリスト国を定め、そのホワイトリスト国に対しては、一定の要件のもと、個人情報の移転を行うことができるという形となっています。これに対し、改正法案では、この大臣がホワイトリスト国を指定するという枠組みは廃止され、マレーシアと実質的に同等の個人情報保護法が施行されている国又はマレーシアと同等の個人情報保護が行われている国については、一定の要件のもと、個人情報の移転が可能という一般的な規定が置かれることとされています。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919（東京）
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. インド：インド総選挙の結果と労働法改正の趨勢

(1) インド総選挙の結果

本年6月4日、5年に一度開催されるインド下院の総選挙が開票を迎えました。今回の総選挙の事前予想では、ナレンドラ・モディ首相が3期目の政権を獲得することは確実視され、モディ首相が率いる与党インド人民党（「BJP」）がどこまで議席を伸ばすか、が焦点となっていました。しかし、蓋を開ければ、BJPの獲得議席は、前回の2019年の総選挙から63議席減らした240議席にとどまり、単独過半数（272議席）を大きく割り込む、という予想外のものとなりました。もっとも、BJPを主軸とする与党連合・国民民主同盟が293議席を獲得して過半数は維持したことから、第3期モディ政権が発足し、従前のモディ政権の施政方針は維持されるものと考えられます。

(2) 労働法改正の趨勢

モディ政権は、第1期・第2期を通じて製造業振興やインフラ整備といった諸政策を推し進めてきました。その中でも、モディ政権が重要政策と位置づけてきた労働法改正（本レター第108号（2020年3月号）、第119号（2021年1月号）及び第144号（2022年11月号）もご参照ください。）についても、従前の改革方針が維持されるものと考えられます。労働法改正は、連邦法だけでも40余りが存在している労働関連法のうち、29の法律について（1）賃金、（2）労働安全衛生、（3）社会保障、及び（4）労使関係の4分野に整理・統合し、4つの法律とするもので、各法律は、2020年9月までに国会で承認され成立しており、現在施行を待っている状態となっています。施行が遅れている原因としては、インドの憲法上、労働法に係る事項は、連邦議会と各州議会がそれぞれ立法権を有するところ、施行に必要な各州における規則の制定が遅延していることが挙げられます。また、労働組合が、改正労働法による従業員の解雇規制の緩和や労働組合運動への規制強化に対して反発をしており、連邦政府も改正労働法施行の推進に慎重になっているという事情もあると言われてしています。

もっとも、モディ首相が、初代のジャワハルラール・ネルー首相以来となる連続3期目となる政権の獲得を果たしたことにより、労働法改革の推進が新政権の重要な優先課題とされるとの見方もあります。

州レベルでは、連邦政府による労働法改正を踏まえ、個別に改正が進められています。例えば、従前、女性労働者は夜間の時間帯の就労が禁止されていましたが、改正後の法律である労働安全・健康・労働環境法（Occupational Safety, Health and Working Condition Code 2020）では、女性労働者の承諾を条件として夜間の就労が認められることとなりました。これを受けて、複数の州が、州法である店舗施設法（Shops and Establishments Act）を改正し、女性から承諾を受けていることや就業中や自宅と職

MHM Asian Legal Insights

場間の移動時の安全性が確保されていることなどを条件として、女性労働者の夜間の時間帯の就労を禁止する条文の適用を除外する内容の改正を時限的に行っていました。当該適用除外の期間を延長する通知が直近でも頻繁に出されるに至っています。具体的には、2024年3月7日にラジャスタン州が適用除外を3年延長する通知を、同月14日にハリヤナ州が適用除外を1年延長する通知を、6月7日にテランガナ州がIT業を営む事業所を対象とする適用除外を4年延長する通知を、それぞれ発出しています。

上記のとおり、労働法に係る事項は連邦議会と各州議会が立法権を有する事項ですので、上記4つの法律の施行前であっても、引き続き州レベルでの改正について、随時最新情報を確認する必要があるといえます。

(ご参考)

本レター第108号(2020年3月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00041532/20200323-012254.pdf>

本レター第119号(2021年1月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047208/20210120-121228.pdf>

本レター第144号(2022年11月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065903/20221121-113706.pdf>

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

3. ベトナム：直接電力購入契約(DPPA)に関する政令の施行

ベトナムでは、2019年以降ベトナム電力卸売市場(VNEM)が運営されてはいるものの、従来から、民間需要家に対して電力販売を行うことができるのは、原則として国営企業であるベトナム電力公社(Vietnam Electricity:「EVN」)等に限られていました。しかし、2024年7月3日、再生可能エネルギーの直接電力購入契約(Direct Power Purchase Agreement:「DPPA」)メカニズムに関する政令(Decree 80/2024/ND-CP:「本政令」)が公布、施行され、一定の要件を満たせば、再生可能エネルギー発電事業者が民間需要家に対して直接売電し、又は経済的に同様の効果を得ることができる取引を行うことを許容する枠組みが導入されました。DPPAメカニズムについては、これまでも度々ベトナム商工省から試験運用プログラムに関する通達案等が発行されてきましたが、なかなか公布・施行まで至らず、電力関連当事者を中心に制度整備の進展が待ち望まれていたところでした。今般、ようやく制度枠組みが設けられたことで、ベトナムでも、いよいよ民間発電事業者と民間需要家の間の取引が本格化することが期待されます。

MHM Asian Legal Insights

本レターでは、本政令の適用対象及び本政令が規定している2つの DPPA モデルについてご紹介します。

(1) 本政令の適用対象

本政令では、以下の再生可能エネルギー発電事業者及び大口電力需要家の間でのみ DPPA を利用することが認められています。これらの再生可能エネルギー発電事業者と大口電力需要家の要件は、いずれの DPPA モデルを利用する場合であっても充足する必要があります。

再生可能エネルギー発電事業者	太陽光、風力、小規模水力、バイオマス、地熱、潮力、その他の再生可能資源による発電ユニット、又は電気事業免許を受け若しくは当該免許の免除を受けた屋上太陽光発電システム（を有する事業者）
大口電力需要家	第三者への転売目的ではなく自己使用目的で電力を購入し、月間 20 万 kWh 以上の電力を消費する者

(2) オングリッドモデル

オングリッドモデルとは、電力自体は発電所が国家送電網を通じて需要家に電力供給されるものの、経済的には、民間発電事業者と大口電力需要家が相対で電力売買を行うのと同様の効果が得られるようにする取引モデルを指します。

(a) オングリッドモデルの要件

オングリッドモデルを利用する再生可能エネルギー発電事業者は、VNEM に参加し、設備容量 10MW 以上の風力発電又は太陽光発電による発電所を保有している必要があります。また、オングリッドモデルを利用する大口電力需要家は、生産目的のために電力を使用し、かつ、接続電圧レベルが 22kV 以上である必要があります。

(b) オングリッドモデルの概要

オングリッドモデルにおいて、再生可能エネルギー発電事業者は、発電量の 100% を VNEM に販売し、スポット価格を受け取ります。スポット価格は、市場電力価格及び市場容量価格で構成され、各取引サイクルの電力需給によって、ベトナム商工省の定める競争的卸売電力市場運営規則に従って決定されます。

大口電力需要家又は（工業団地やハイテクパーク等の）特区・クラスターにおける大口電力需要家から授権された小売電気事業者は、EVN 又はその傘下の電力公社から、スポット価格に DPPA に関するコスト（送電、配電、負荷発送、管理、運営、メンテナンスに係る費用）を加算した小売価格で、電力を購入します。

MHM Asian Legal Insights

そして、再生可能エネルギー発電事業者及び大口電力需要家又は特区・クラスターにおける大口電力需要家から授権された小売電気事業者は、基準価格を合意し、スポット価格と基準価格の差額を差金決済する差金決済契約（Contract for Difference : 「CfD」）を締結します。CfD は、基準価格とスポット価格の差がプラスかマイナスかによって決済される金融取引の性質を有し、例えば、基準価格がスポット価格より高ければ、再生可能エネルギー発電事業者はその差額を大口電力需要家又は小売電気事業者に支払い、逆にスポット価格が基準価格より高ければ、大口電力需要家又は小売電気事業者はその差額を再生可能エネルギー発電事業者に支払うこととなります。

なお、オングリッドモデルを利用する場合、当事者間の売電契約は本政令所定の内容を規定する必要があるため、また、再生可能エネルギー発電事業者及び大口電力需要家は、契約締結の前に、国家電力系統調整センター（National Load Dispatch Centre : 「NLDC」）に対して、本政令で定められている登録書類を提出する必要があります。NLDC は、EVN やその傘下の電力公社から意見を受領した後、意見の受領日から 5 営業日以内に回答するものとされています。オングリッドモデルにおいては電力系統との接続が円滑・確実に進められることが重要となります。本政令ではその点については上記のとおり一定の手続が設けられているものの、必ずしも明らかになっていません。

(3) オフグリッドモデル

オフグリッドモデルとは、発電所及び大口電力需要家が国家の送電網に接続せずに電力供給する取引モデルを指します。オフグリッドモデルについては、従来から屋根置き太陽光発電については認められていた類型ですが、本政令により、その他の再生可能エネルギーについても利用可能であることが明確にされたこととなります。

(a) オフグリッドモデルの要件

オングリッドモデルとは異なり、オフグリッドモデルには、オングリッドモデルにおける上記(2)(a)のようなオフグリッドモデル特有の設備容量や発電方式による制限はありません。そのため、上記(1)に記載した再生可能エネルギー発電事業者及び大口電力需要家の要件を満たせば、オフグリッドモデルを利用することができます。

(b) オフグリッドモデルの概要

オフグリッドモデルの場合、再生可能エネルギー発電事業者及び大口電力需要家は、電力価格やその他の契約条件（期間、解約、責任、サービス基準等）について柔軟に交渉することができます。また、本政令では、再生可能エネルギー発電事業者が余剰電力を EVN 又はその授権を受けた法人に販売する余地が認められていま

MHM Asian Legal Insights

す。同様に、大口電力需要家は、EVN 傘下の電力公社や他の小売事業者からも電力を購入することができます。

なお、オフグリッドモデルを利用する場合、売電契約自体を登録する必要はないものの、大口電力需要家は、売電契約締結時に省級人民委員会に対して通知をする必要があります。

本政令は、ベトナムの電力取引を大きく変える可能性を含んでおり、ベトナムにおける再生可能エネルギー発電事業者や大口電力需要家の要件を満たす事業者にとっては、大いに注目すべきものと考えられます。

弁護士 武川 丈士 ☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ) ✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com	弁護士 眞鍋 佳奈 ☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン) ✉ kana.manabe@mhm-global.com
弁護士 岸 寛樹 ☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ) ✉ hiroki.kishi@mhm-global.com	弁護士 西尾 賢司 ☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン) ✉ kenji.nishio@mhm-global.com
弁護士 芳川 雄磨 ☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン) ✉ yuma.yoshikawa@mhm-global.com	

4. シンガポール：環境配慮型データセンターに関するロードマップの発表

2024年5月30日、シンガポール情報通信メディア開発庁（Infocomm Media Development Authority：「IMDA」）は、環境配慮型データセンター（Green Data Centre：「GDC」）新設の認可に向けて、GDC ロードマップ（「ロードマップ」）を発表しました。このロードマップは、IMDA が産業界と連携して策定したものであり、未来に向けた持続可能なデジタル・インフラを実現するべく、主要な道筋を示すことを目的としています。ロードマップでは、人工知能（AI）やデジタルサービスの需要を見据え、環境に配慮した持続可能なデータセンターの開発を促進するための指針が提示されています。

そこで本レターでは、シンガポールにおけるデータセンターに関する規制の動向及びロードマップにおいて示された主要な提言の概要について、紹介します。

(1) データセンターに関する規制の動向

データセンターは、クラウド・コンピューティング、電子商取引、オンライン・ゲーム、デジタルメディア等、様々な目的のために大量のデータを保存、処理、配信するインフラや機器を収容する施設です。データセンターは、大量の電力が必要となると同時に、冷却のために大量の水も必要とするため、環境負荷が高いことが指摘されて

MHM Asian Legal Insights

います。

シンガポール政府は、2019年、データセンターの消費するエネルギー量が政府の掲げる持続可能性目標に沿わない事を理由に、新規開発の認可を一時停止しました。その後2022年には、当該一時停止を解除したものの、データセンターが環境に与える影響を管理するべく、今後は、効率性と持続可能性に関連した要件を設け、受け入れるデータセンターを選別することを強調しました。さらに2023年6月には、IMDAが、デジタル・コネクティビティ・ブループリント（Digital Connectivity Blueprint）を発表し、GDC成長のためのロードマップ開拓を優先事項の一つとして掲げていました。今回発表されたロードマップは、当該ブループリントに記載された内容を推し進めるものとして、注目されています。

なお、2024年現在、シンガポールは、70カ所余りのデータセンターが集まるアジア有数のハブとなっており、その電力容量は合計1.4ギガワットに上っています。

(2) 提言事項①（施設レベルのエネルギー効率の上昇）

ロードマップでは、エネルギー効率の高いシステムや機器を施設レベルで導入し、その運用を最適化することで、エネルギー効率の改善を図ることを推奨しています。

具体的には、以下の5点を施設レベルで推進することを提言しています。

- (a) M&E（Mechanical & Electrical）機器のアップグレード
- (b) 熱帯気候に対応した熱管理技術手法の適用
- (c) データセンターの需要に応じた冷却システムの構築
- (d) 多様な冷却方法をサポートするデータセンターの構成
- (e) スマートエネルギー最適化ツールの導入

(3) 提言事項②（コンピューター・IT機器のエネルギー効率化）

ロードマップでは、データセンターのエンドユーザーにおいても、コンピューター・IT機器の利用と運用を最適化することで、エネルギー効率の改善を図ることを推奨しています。具体的に提言されている項目は以下のとおりです。

- (a) エネルギー効率の高いコンピューター／IT機器の使用
- (b) コンピューター／IT機器操作時における消費電力の最適化
- (c) サーバーの統合、仮想化技術を駆使したサーバー利用の最適化
- (d) 環境にやさしいソフトウェア技術の使用
- (e) 炭素効率の高いソフトウェア設計の適用

ロードマップでは、シンガポール政府が補助金制度等を通じて、データセンターに最

MHM Asian Legal Insights

適な機器等を導入する支援を行うことや、再生可能・グリーンエネルギーの利用促進についても記載されています。シンガポール政府は、ロードマップの実践を強く奨励しており、今後、IMDA 及び経済開発庁（Economic Development Board）は、持続可能性と経済的価値の両方を優先する事業者に新しいデータセンターの容量を割り当てることを明言しています。

データセンター需要の高まりを受け、シンガポールの周辺国でもデータセンターの新設が加速しており、引き続きシンガポール政府の動向を注視する必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467（シンガポール）
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 加藤 史矩
☎ +65-6593-9462（シンガポール）
✉ fuminori.kato@mhm-global.com

5. タイ：音楽・スポーツ・国際的なフェスティバル開催事業を投資奨励の対象に追加

タイ投資委員会（The Board of Investment of Thailand : 「BOI」）は、2024年4月22日、布告第 Sor.3/2567 号「音楽、スポーツ及び国際的なフェスティバル開催事業への投資奨励」（「本布告」）を公表しました。本布告は、BOI による投資奨励の対象事業に、音楽、スポーツ及び国際的なフェスティバルの開催事業を追加するものであり、タイが、観光ハブ及び世界的イベント開催地としての地位を確立し、観光や国際的な投資の拡大により、大幅な経済成長を成し遂げることを目指しています。

以下、BOI による投資奨励及び本布告の位置付けについて概説します。

(1) BOI による投資奨励

BOI は、一定の対象事業へ新規投資を行うタイ国内外の企業に恩典を与えることで、投資を奨励しています。恩典の内容は対象事業により異なりますが、主に、外国人事業法の規制を超えて外国人がタイ企業の株式を取得することの許容、土地法により制限される外国人による土地の保有の許容、一定期間の法人税、機械輸入税及び原材料や必要資材の輸入税の免税、外国人就労許可条件の緩和等があります。

MHM Asian Legal Insights

(2) 本布告の概要

投資奨励の対象事業は、10 類に区分されており、本布告は、「10 類 高付加価値サービス」のうちの「観光促進事業」として音楽、スポーツ及び国際的なフェスティバルの開催事業を追加するものです。なお、「観光促進事業」には、そのほか、フェリー、遊園地、クルーズターミナル等の事業が含まれ、「10 類 高付加価値サービス」のうちの「観光支援事業」には、ホテル、コンベンションホール、国際展示場、大量輸送、物流センター等の事業が含まれています。

本布告が定める恩典取得のための条件と恩典の概要は、以下のとおりです。

(a) 条件

- ① イベント計画：音楽、スポーツ又は国際的なフェスティバルの開催についての詳細なイベント計画を提出する必要があります。
- ② 最低投資額：1つのイベントにつき、運営費が1億バーツ（約4億4,600万円）以上である必要があります。
- ③ BOIの承認：入札書類又は権利証明書類を添付したイベント計画を提出し、BOIから承認を得る必要があります。
- ④ 機械の輸入：機械の輸入税の免除期間の延長は認められません。
- ⑤ 中古機械：中古機械の使用が認められます。

(b) 恩典

- ① 3年間の機械輸入税の免除
- ② 3年間の外国人専門家の入国及び就労の許可

本布告は、公表と同日に施行されており、タイにおける音楽、スポーツ及び国際的なフェスティバルの開催事業の発展が期待されています。近年、周辺国における国際的なフェスティバルの開催誘致が激化していることもあり、国を挙げて、観光立国の地位確立を目指していると考えられます。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhm-global.com

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 松田 雄大

☎ +66-2-009-5135 (バンコク)

✉ yudai.matsuda@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムー潜入・インドの結婚式ー

まだまだ未知の部分が多い神秘的国インド。今回は、インドの結婚式に初めて参列してきましたので、「潜入・インドの結婚式」と題してレポートを試みたいと思います。

「インドの結婚式」と聞いて皆様は何を思い浮かべるでしょうか。「歌と踊り」、「華やかで賑やか」等でしょうか。私も初めての経験であったため参列するまで正直全くイメージできなかったのですが、実際は、日本の結婚式とかなり様相の異なるものでした。

まず、インドの結婚式では会場に「受付」がありません。日本では受付で恭しくご祝儀を渡すのが慣例ですが、インドではそもそも参列者が皆ご祝儀を持って来るわけではありません。新婦からは「16時に会場にお越しください。」と伝えられていたため、16時に会場（屋外会場）に着いてみると、受付と思しきものは一切なく、親族以外の参列者は誰も来ておらず、取りあえず野外に設えられているソファに座って所在無さげにくつろぐしかありませんでした。

誰が来てもOK。誰が来てくれたかよくわからなくてもOK。自由です。



会場の入り口（受付はありません。）



麗しき新郎新婦

ちなみに、新郎新婦は参列者がひととおり揃ってから入場してくる（新郎は鳴り物入りで会場まで行進してくる）のですが、新郎新婦が入場してきたのは新婦に集合時間として指定された16時から2時間近く経過した18時頃でした。このあたりの時間感覚もインドならではの感覚です。

次に、式次第は、非常に機動的（流動的ともいいます）。新郎新婦の入場が終わると司会役が式を進行するのですが、この司会役がその辺にいる「隣の兄ちゃん」で、よく噛むわ、段取りは適当だわ、日本の結婚式のプロの司会者に慣れた身からすると驚きの連続でした。ただ、それでもなぜか式は無事進行する、といった塩梅で、こんなところもとても「インド的」でした。

そして、新郎新婦による結婚の誓いの儀式が行われると、新郎新婦は親族と共に会場の奥の壇上へと去ってしまいます。そこでは、参列者は顧慮されず、親族のみ参加の儀

MHM Asian Legal Insights

式が延々と繰り広げられます。参列者も、親族の儀式そっちのけで、会場にて屋台形式で用意された軽食を片っ端からつまみ始めることとなります。自由です。

さらに、インドの結婚式はノンアルコール（が一般的なよう）です。私の参列した式でもアルコールは一切提供されませんでした。KING FISHER や BIRA といったインドのビールをたくさん飲もう！と意気込んでいたのですが、やや肩透かしでした。ただ、これはこれで存外平和かもしれません。

以上、インドの結婚式には、ある意味極めてシナリオ化された日本の結婚式とは対極にある自由とおおらかさがありました。控えめに言っても「適当」ではあるものの、参列し終わると、肩が全く凝らないイベントだったな、と思ったのが印象的でした。



会場の様子（奥が親族の儀式が行われている壇上です。）



なお、インドの結婚式における男性の正装はインドの民族衣装のクルタだそうです。今回は、無難にスーツで参列しましたが、次の機会があれば、「お礼に」と今回新婦のお母さまから頂いた。）深紅のクルタを着用して臨めればと思っております。

（弁護士 臼井 慶宜）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・著書論文

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Aviation Finance & Leasing Japan 2024」
掲載誌 International Comparative Legal Guide - Aviation Finance & Leasing 2024
著者 尾本 太郎、酒井 真、湯川 昌紀（共著）

- 論文 「わが国における環境デュー・ディリジェンスのあり方」
掲載誌 Law & Technology No.104
著者 梅津 英明、塚田 智宏（共著）

NEWS

- 風間 喬平 弁護士が入所しました

- 森上 知美 弁護士が入所しました

- **【重要】当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください**

当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をするなどの電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィス等には連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるとご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com